

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項及び第二項を次のように改める。

埼玉県自転車競走実施条例（昭和三十七年埼玉県条例第四十四号。以下「条例」という。）第四条の規則で定める額は、零円とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別観覧席、サービスセンター有料席及びロイヤル席（以下これらを「特別席」という。）に係る入場料は、次の表のとおりとする。

競輪場名	開催区分		座席区分			入場料
	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	
大宮競輪場	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	一、〇〇〇円
	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	三〇〇円
	本場以外	本場	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	三〇〇円
西武園競輪場	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	一、〇〇〇円
	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	三、〇〇〇円
	本場以外	本場	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	三〇〇円

第五十四条第三項及び第五項中「入場料」を「特別席に係る入場料」に改める。

第五十六条の見出しを「（特別席に係る無料入場者の範囲）」に改め、同条第一項中「入場料」を「特別席に係る入場料」に改め、同項第八号中「本場内」を「競輪場内」に改め、同条第二項中「本場に入場しよう」を「特別席を利用しよう」に改める。

第五十七条第一項中「本場内」を「競輪場内」に改める。

第五十八条を次のように改める。

（入場券の改札等）

第五十八条 場内取締委員は、特別席を利用しようとする者及び特別席を利用して入場する者（第五十四条第三項ただし書の規定により入場券を交付されない者を除く。）に対しては、入場券の改札及び検札並びに無料入場証の検査を行うことができる。

2 場内取締委員は、競輪場内の施設の管理上必要があると認めるときは、競輪場

に入場しようとする者及び競輪場内にいる者に対しては、き章、腕章及び通行証の検査を行うことができる。

第六十一条の見出しを「（入場禁止等）」に改め、同条第二項中「本場への入場」を「特別席の利用」に改める。

第六十二条の見出しを「（退場命令等）」に改め、同条第二項中「本場に入っている」を「特別席を利用して」に、「退場」を「利用の停止」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により利用の停止を命ぜられた者は、その日においては、再び特別席を利用することができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。